

平成30年 2月 1日

会員各位

岐阜県木材協同組合連合会  
会長 丸山 輝城  
(公印略)

## クリーンウッド法の説明会等 開催案内

この度、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）が平成28年5月13日に国会で可決成立し、平成29年5月20日に施行されました。そして、木材関連事業者登録受付窓口となる登録実施機関が決定されました。

岐阜県木連としては従来から林野庁ガイドラインにもとづく合法木材認定を実施してきましたが、それを踏まえた説明会を、ぎふ県木連情報第166号で開催案内をさせていただきました。しかしながら、参加人数が少ないため、下記の通り2回開催することにしたと思います。内容は同じですが、多くの会員の方に参加して頂くようお願いいたします。是非ともいずれかの説明会に、参加くださるようお願いいたします。

参加申込は 別紙 参加申込票に参加日を選択のうえ平成30年2月9日(金)までに、県木連まで FAXにて申込願います。

### 記

○開催日時 平成30年 2月14日(水) いずれも  
20日(火) 13:30~15:30

○開催場所 森林文化センター3F 東濃桧ホール

### ○研修内容

- ・クリーンウッド法に関する説明等
- ・合法木材を使用した木造平行現トラス、火バリの説明
- ・参加者との意見交換

### ○問合せ先

岐阜県木連 副会長 藤沢まで TEL 058-271-9941, FAX 058-272-3858

別紙 クリーンウッド法の説明会等 参加申込票

申込期限 平成30年2月9日(金)

1. 会社名

\_\_\_\_\_

2. TEL

FAX

\_\_\_\_\_

3. 参加者氏名、参加日

No	氏名	参加日 (どちらか記入) 2/14 (水) か 2/20 (火)
1		
2		
3		
4		
5		

FAX番号 058-272-3858 県木連行き